



「共済と保険」ことばはじめ

せき ひであき
関 英昭

「共済」と「保険」は同じものかどうか、最近これらの用語使用の歴史について調べる機会がありました。調べていく中で、ある興味ある資料に遭遇しました。それは、高名な商法学者による共済事業に関する「鑑定意見」です。当時を代表する商法学者が共済をどのような目で見ていたか、それを知る貴重な資料です。

最初に鑑定意見のきっかけとなった当時の状況を見ておきます。ことは、終戦直後の昭和20年代に遡ります。農協陣営が「北海道共済農業協同組合連合会」を設立して共済事業を開始したのは、昭和23年のことです。これを皮切りに、農協陣営は全国規模で共済事業を展開していきます。その影響を受けてか、水産業の領域では全国水産業協同組合共済会が、生協法の領域では単協が共済事業を次々と開始していきます。そんな中、中協法による共済事業の展開が可能かどうか、中小企業団体が検討を始めます。農協法等には「共済に関する事業（又は施設）」という「共済」の根拠規定がありますが、中協法には「共済」といった文言はなく、代わりに「組合員の福利厚生に関する事業」という条文があります。検討・努力の末、「北海道共済商工協同組合」がこの条文を根拠に共済事業を開始しました。昭和27（1952）年9月のことです。この事業展開に対して、まず大蔵省（当時）が当事者を厳しく詰問します。加えて、損保業界が反対の運動を展開しました。その反対運動の一つとして、業界の依頼を受けたこの鑑定意見が出てくるわけです。

「北海道共済商工協同組合に関する意見書」の結論は、「本件の共済事業は保険業法に違反

する」というものです。その理由を簡単にいえば、「保険事業は保険業法による免許を受けた者しか認められないのに、本件組合は免許を受けていない。法律が保険業法の適用を排除している場合以外は保険業法が適用される」というものです。意見書の文言で気になった点が2点ありました。一つは「保険は広義の意味での共済事業の一種である」という法律家の理解であり、もう一つは「保険か共済かという名称は問題ではない」と述べている点です。

結論は保険業法上明確ですので、結論そのものに議論の余地はありません。法律学の論理は、主として三段論法です。その論法に従うと、「保険事業は保険業法の適用を受ける」（大前提）、
「本件共済事業は保険事業である」（小前提）、
従って「本件共済事業は保険業法の適用を受ける」（結論）となります。意見書は、忠実なまでに、この論理に従って展開しているわけです。しかし、最も重要な論点である「本件共済事業は保険事業である」とする小前提の法的判断基準が、残念ながら明確に示されていません。

「共済」と「保険」が我が国でどのようにして成立・定着してきたか、それが関心テーマです。調べてみると、我が国で保険という言葉が出現するまでには様々な言葉が使用されてきました。古くは、江戸時代に稲村三伯が翻訳した「^{ほろ}留^あ麻^わ和解」（寛政8（1796）年）があります。これは、オランダ人フランソワ・ハルマの「蘭仏辞書」（1729年版）を翻訳したものです。稲村はオランダ語のVerzekerenを「物を運送するに世話料を取りて海上の難を請合う」と訳して

います。つまり、初期のころは「保険」ではなく「請合う」という言葉を使用していたのです。稲村の弟子・藤林普山の「譯鍵 附蘭学逕」(文化7(1810)年)は、同じオランダ語を「保証」、「切実」と訳しています。その後暫くすると、福沢諭吉が、英語のInsurance companyを「擔保會」と訳し、英文に「インシュアランス コンペニ」とルビを振っています。しかし、福沢は他の書物でInsuranceを「火災請負い、海上請負い」と訳したり、「人の生涯を請け合う事、火災請合、海上請合」と訳したりしています。明治以前は、Insuranceをほぼ「請合(請負)」の意味で理解していたと見ていいでしょう。

ところが明治に入ると、Insuranceに「保険」の訳語が使用され始めます。明治6(1873)年に公布された大蔵省第一國立銀行取扱規則は「保険」と規定しました。これをきっかけに、「保証、保険」、「保證者、保險者」、「保險会社」、を使用する文献が増え始めます。明治10(1877)年に内務省勸商局が発行した「萬國商法」が「保險会社」を使用した頃から、「保険」という用語が一般的に使用されるようになっていきます。したがって、我が国で一般に「保険」という用語が定着したのは明治10年頃からと見てよいでしょう。

その後、明治23(1890)年の商法(旧商法)が「保険に係る作業及び取引」と規定したことから、「保険」が法律用語として承認されることになりました。明治32(1899)年に新しい商法(現行商法)が制定されますが、単に「保険」(「保険を引受ける契約」の意味)として規定され、ここに「保険」という言葉が法律用語として完成することになります。

これに対し、「共済」という用語が出てくるの

は、「保険」という用語が定着した後少し経ってからです。「共済五百名社」の名前は有名ですが、その「設立」趣意書(明治13年頃)の内容は今日でいう「共済」そのものです。「共済五百名社」に続き「共済」を付した団体が多く出現し、明治14年以降はあたかも「共済設立濫立の時代」の感がするほどです。共済にとって決定的な出来事は、明治40(1907)年に「帝国鉄道庁現業員の共済組合に関する件」という勅令が公布されたことです。ここに「共済」という用語が法律用語として認められたこととなります。これは、「相互救済」や「組合員」という用語を使用し、「組合」を事業主体とする「組合員」のための「共済組合」を内容とするものです。その後、官業労働者のための「共済」に関する勅令がたくさん公布されました。これらは、「共済」という用語が公的に承認された用語であることを意味します。戦後になると、これらは「公務員共済」として継承されていきます。加えて協同組合諸法にも「共済」の用語が登場しました。そうした経緯を見ても、「共済」が「保険」と異なる「法律用語」として定着していることが見てとれます。

言葉はその言葉を使用する人・民族の「心」の現れです。言葉は歴史と変遷を経験しながら、固有の「意味」や「概念」を持つようになります。「共済」も「保険」もまだ経験を積み重ねている段階にあると思います。意見書の鑑定人は、それでも「保険か共済かという名称は問題ではない」とでも言うのでしょうか。

(青山学院大学名誉教授)